

# 熊本県公報

号外 第46号の4  
平成17年9月30日(金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 規 則**
- 熊本県会計規則の一部を改正する規則……………(会 計 課) 1

## 規 則

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成17年9月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県規則第74号の2

熊本県会計規則の一部を改正する規則

熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(10) 電子入札システム 県が行う入札及び随意契約に関する事務を、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者又は随意契約に係る見積書の提出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。

(11) 電子入札案件 電子入札システムにより入札に関する事務を行う契約案件をいう。

第84条第1項第4号中「日時」の次に「(電子入札案件にあっては、これらに加えて、競争入札の期間)」を加え、同項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 電子入札案件である場合は、その旨

第84条第2項中「入札期日」の次に「(電子入札案件にあっては、競争入札の期間の末日。以下同じ。)」を加える。

第95条第1項中「2人以上から見積書」の次に「(電子入札システムにより随意契約に関する事務を行う契約案件にあっては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

別表第7中備考を備考第1号とし、同表備考に次の2号を加える。

2 電子入札案件にあっては、「支出負担行為に必要な主な書類」の欄中「入札書」とあるのは「入札書(電子入札システムにより入札した場合を除く。)」と、「開札調書」とあるのは「電子入札システムから出力した開札の結果を示す書類」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 電子入札システムにより随意契約に関する事務を行う契約案件にあっては、「支出負担行為に必要な主な書類」の欄中「見積書」とあるのは、「電子入札システムから出力した見積りの結果を示す書類」と読み替えるものとする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

